

第 3 号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書

		☐ 新規 ☒ 変更					
(宛 先) 京都府知事		令和 7 年 6 月 1 3 日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
東京都中央区銀座 2 丁目 1 6 番 1 0 号		ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 長尾 裕 電話番号： 03-3541-3411					

主たる業種	一般貨物自動車運送事業						細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則						☐ 第12条第 1 項第 1 号 ☒ 第12条第 1 項第 2 号又は第 3 号 ☐ 第12条第 1 項第 4 号					
計 画 期 間	令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで											
基 本 方 針	令和 2 年度から令和 4 年度の平均排出量を基準に、令和 7 年度の温室効果ガス排出量を 1 %削減させる。											
計画を推進するための体制	京都主管支店安全・コンプライアンス担当を中心に、会議等で進捗確認を実施する。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 量		基準年度 (令和 2 ～ 4 年度)		第 1 年度 (令和 5 年度)		第 2 年度 (令和 6 年度)		第 3 年度 (令和 7 年度)		増 減 率	
	事 業 活 動 に 伴 う 排 出 の 量		11, 099. 4	トン	10, 978. 9	トン	10, 978. 9	トン	10, 978. 9	トン	-1. 1	パーセント
	評 価 の 対 象 と な る 排 出 の 量		10, 787. 0	トン	10, 978. 9	トン	10, 978. 9	トン	10, 978. 9	トン	1. 8	パーセント
	目 標 の 根 拠		第三計画期間においては、目標は達成出来なかったが、第四計画期間においては、自主目標として 1 %削減させる。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和 4 年度)		第 1 年度 (令和 5 年度)		第 2 年度 (令和 6 年度)		第 3 年度 (令和 7 年度)		増 減 率	
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/100)	82. 46		81. 56		81. 56		81. 56		-1. 09	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()										パーセント
	原 単 位 の 指 標 及 び 目 標 の 根 拠		経年車両を低公害車に入替え及びE V 車の導入により、エコドライブを推進させる。また、台車や自転車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。									
重 点 的 に 実 施 す る 取 組 の 実 施 計 画			基準年度 (令和 4 年度)		第 1 年度 (令和 5 年度)		第 2 年度 (令和 6 年度)		第 3 年度 (令和 7 年度)		備 考	
			0		0		0		0			
具体的な取組及び措置の内容	令和 5 年度		経年車両を低公害車に入替え及びE V 車の導入により、エコドライブを推進させる。また、台車や自転車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。									
	令和 6 年度		経年車両を低公害車に入替え及びE V 車の導入により、エコドライブを推進させる。また、台車や自転車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。									
	令和 7 年度		経年車両を低公害車に入替え及びE V 車の導入により、エコドライブを推進させる。また、台車や自転車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措 置 の 内 容		主管支店における会議等で、公共交通機関による通勤を促す。									
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由		京都府内の渋滞緩和と、温室効果ガス排出量を削減させることを目的とする。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分		第 1 年度 (令和 5 年度)		第 2 年度 (令和 6 年度)		第 3 年度 (令和 7 年度)		備 考			
	森 林 の 保 全 及 び 整 備 に よ る も の											
	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の											
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの											
	グリーン電力証書等の購入によるもの											
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの											
	合 計		0. 0		0. 0		0. 0					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	コロナの 5 類変更に伴い、京都主管支店での社会見学を受入れ、その中で環境教室を開催する。また、府内の施設での安全教室の実施を行う。											
特記事項	代表取締役社長名変更：長尾裕⇒阿波誠一											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の 3 年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。